

令和7年7月24日

各地域振興局建設部土木建築課長
各支庁建設部建設課長
熊毛支庁屋久島事務所建設課長
大島支庁徳之島事務所建設課長

殿

営繕室長

営繕工事における熱中症対策に係る費用について（通知）

鹿児島県発注の営繕工事における熱中症対策に係る費用については、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和元年7月17日付け）にて通知しているところですが、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1. 対象工事

令和7年8月1日以降に入札手続きを行う全ての営繕工事

2. 工事費への費用計上の考え方

- ・一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に計上されていることから、費用計上を行わない。
- ・一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

3. 対象工事施工者への周知

対象となる工事については、現場説明書に費用計上について記載する。

4. その他

「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和元年7月17日付け）の「1. 対象工事」については、以下の通り読み替える。

1. 対象工事

令和7年7月末までに入札手続きを行う全ての営繕工事

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン，シャワー室，給水器，冷蔵庫，製氷機
- ・熱中飴，タブレット，経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ，空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT 値）の計測装置 等

(現場説明書 記載例)

(1) 本工事においては，熱中症対策に係る費用について，下記のとおり取り扱う。

- ・一般的な熱中症対策に関する項目は，共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており，当初工事費に計上されていることから，費用計上を行わない。
 - ・一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば，遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については，受発注者間で必要な設置期間等を協議の上，設計変更により対応することとし，当初工事費には費用計上を行わない。
- また，当該項目に係る費用の積算にあたっては，見積価格等を参考として計上する。

(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれている項目)

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン，シャワー室，給水器，冷蔵庫，製氷機
- ・熱中飴，タブレット，経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ，空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT 値）の計測装置 等